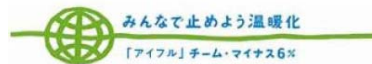


アイフル レター - vol.1 -

このたび、当社グループのCSR活動や営業活動について、タイムリーにお知らせするツールとして、また、業界トピックスとして、段階的に施行される「貸金業法」および日本貸金業協会が定められている自主規制基準についてもQ&A方式で解説した「アイフル レター」を今後、毎月1回定期的に発行してまいりますので、是非ご覧ください。

1. アイフルグループCSR活動報告

(1) 社会的責任投資指標「FTSE4 Good Index」の構成銘柄に選定されました

「FTSE4 Good Index」は、2001年に英国のFTSEグループが開発した株価指数で、環境保全や社会貢献活動、人権擁護の観点から、世界的に認められた企業責任基準を満たした企業によって構成されます。

当社グループは、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念の具現化こそがCSRの実現であると考え、コーポレート・ガバナンス態勢の強化や社会貢献活動の推進に努めてまいりました。今回の選定は、当社グループのこれまでのCSR活動が、世界的に認められる企業責任基準を満たしていると客観的に評価されたものと考えております。今後も引き続き、CSR活動に積極的に取り組み、良き企業市民として社会から支持をいただけるよう、誠実な企業活動を行ってまいります。

(2) エコキャップ運動

通常であればゴミとなるペットボトルのキャップを集め、NPO団体へ送付。その後、リサイクルメーカーに売却し、収益金で発展途上の子供たちへワクチンを贈る活動です。また、CO₂削減効果もあり、環境保全にも寄与しております。

当社では、2007年5月に一部署が自発的に始めたのがきっかけで、その後アイフルグループ全体に広がり、2008年10月30日までの寄贈累計実績は719,970個、ワクチンにして899本分となりました。また、キャップを焼却した場合のCO₂排出量に換算すると、5,669kg分にも相当し、地球温暖化防止にも貢献できたこととなります。今後も社員一人ひとりのCSRに対する意識を尊重し、グループ全体でのCSR活動を推進してまいります。

※ペットボトルのキャップ800個で1回分のワクチンを贈ることができます。

(3) 献血の実施

平成20年8月19日(火)に当社京都本社ビルに日本赤十字社の献血車を誘致し、献血を実施しました。献血車の誘致は今回が初めての試みでしたが、社員68名、27,200ccの採血ができました。今後も定期的の実施していきたいと考えております。



2. 貸金業法・自主規制について ～ 「広告規制」 編 ～

「貸金業法」という法律はご存知でしょうか？

深刻化する多重債務問題への対策として、2006年12月に公布され、2010年6月までに段階的に施行される法律で、具体的には、総借入残高を年収等の3分の1までとする総量規制の導入や、上限金利の引き下げなど、過剰貸付を禁止し、資金需要者の保護を目的とした法律です。

この「貸金業法」について自社で独自にアンケート調査を行ったところ、「貸金業法が成立したことは知っているが、内容まではあまり知らない」「貸金業法が成立したことも知らない」と回答された方の合計が、消費者金融利用者で71%、消費者金融未利用者で86.4%という結果となりました。

この結果を受け、「アイフル レター」の中で、貸金業法及び日本貸金業協会が定める自主規制について知っていただき、できるだけ多くの方にご理解いただけるよう、Q&A方式で解説していきたいと考えております。

第1回目は、「広告規制」についてです。

Q：広告には何を書いてもいいの？

A：貸金業法では、貸金業者が広告を出すときは、商号・名称または氏名及び登録番号*や貸付けの利率等、掲示しなければならない事項が決められております。

また、著しく事実に相違する表示や実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示等を禁止しております。

※登録番号＝貸金業を営もうとする者は、内閣総理大臣あるいは都道府県知事の登録を受けることとされており、3年毎の更新が必要です。アイフルの登録番号は「近畿財務局長（9）第00218号」です。（9）は登録の回数を示しています。

Q：テレビCMは24時間いつでも放映しているの？

A：日本貸金業協会が定める自主規制基本規則では、「テレビCMは、7時～9時・17時～22時の時間帯には原則として放送を行わないこと。」としております。

また、各放送エリアにおける放送総量は、「月間100本以内とし（15秒＝1本換算）、22時から24時の時間帯の放送数上限は月間50本以内とすること。」とされています。

Q：時間と本数を守れば、貸金業者が作った広告は勝手に出しているの？

A：新聞・雑誌・テレビCMなどの広告は、事前に日本貸金業協会の審査を受け、承認を得るように義務付けられています。

また、新聞広告や雑誌広告、テレビCMに関しては、それぞれの新聞社、出版社、テレビ局による審査も必要です。

Q：広告はどこにでも自由に出せるの？

A：ギャンブルや風俗の専門紙（誌）への掲載やギャンブルや風俗関係のホームページへ融資に係る広告を出すことは禁止されています。

これらに違反すると罰金や業務改善命令、業務停止等、行政処分の対象となります。

この他にも広告に関する規制は、細かく定められており、当社もこれに沿った社内規定を設け、適正な業務運営を行い、資金需要者の利益の保護を図っております。

以上

アイフル株式会社 広報部

TEL：03-4503-6050

ホームページアドレス <http://aiful.jp>